

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について



令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」「林野火災警報」が新設されます。

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

発令時の制限事項



火災予防のため、**注意報**発令時には以下の制限について**努力義務**が課せられます。さらに危険な状況になり**警報**が発せられた場合は、以下の制限について**義務**が課せられます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。※煙火：炎、火花のこと
- (3) **屋外において火遊び又はたき火（野焼き等）をしないこと。**
- (4) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他可燃性の附近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※林野火災警報時は、罰則があるので要注意！！

萩市火災予防条例違反 罰則：30万円以下の罰金又は、拘留



○発令時市民の皆さまへの周知方法

- ・林野火災注意報：防災メール
- ・林野火災警報：防災メール、防災行政無線、消防車等による広報



○その他

- ・【たき火】を行う場合は、消防署等に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」を提出してください。
- ・林野火災警報発令時に【たき火（野焼き等）】を行っていた場合、消防職団員等が口頭で中止の依頼をします。その際に、消火を行えば罰則に該当しません。
- ・造林地拵えや害虫駆除等の火入れを行う場合は、萩市林政課（☎0838-25-4194）にご相談ください。